

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る

第4回検討委員会

要旨

■日 時：令和4年6月2日（木）18:30～21:15

■場 所：北とびあ 1601 会議室

■出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	対面参加	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	Web	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	対面参加	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	由井 洋子	対面参加	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	対面参加	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	対面参加	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛	対面参加	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	対面参加	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	長嶋 和宏	対面参加	福祉部地域福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

■配布資料：

- ・ 次第
- ・ 資料1：委員名簿
- ・ 資料2：第3回検討委員会議事録
- ・ 資料3：区民意識調査の実施状況について
- ・ 資料4：避難行動要支援者名簿の作成と活用について
- ・ 資料5：個別避難計画の作成と活用について
 - 別紙1：個別避難計画の作成・活用フロー
 - 別紙2：個別避難計画年度別スケジュール
 - 別紙3：北区避難支援タイムライン
 - 別紙4：避難行動別の人数概算について
 - 別紙5：個別避難計画作成シート
 - 別紙6：医療的ケア者の大規模水害時の避難時の課題整理表
- ・ 資料6：避難確保計画の作成方針について
 - 別紙1：【抜粋】水害からの広域避難に関する基本的な考え方
 - 別紙2：施設種別詳細について
- ・ 資料7：福祉避難所の考え方について
- ・ 資料8：支援計画（素案）
- ・ 資料9：今後のスケジュール
- ・ 資料10：意見聴取様式

◆内 容：

1. 開会

- ・ 開会挨拶を行った。

2. 報告事項

(1) 委員の変更について(資料1)

- ・ 事務局より、委員の変更について報告した。
- ・ 新たな委員より、挨拶を行った。

3. 議題

(1) 前回の振り返り(資料2)

- ・ 事務局より、前回委員会の振り返りについて説明した。

＜質疑・意見等＞

- ・ 特になし。

(2) 区民意識調査の結果(資料3)

- ・ 事務局より、区民意識調査のクロス集計結果の概要について説明した。

＜質疑・意見等＞

- ・ 特になし。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成と活用(資料4)

- ・ 事務局より、避難行動要支援者名簿の作成や活用に関する現状と課題について説明した。

＜質疑・意見等＞

委 員 長：名簿の自動登録要件には該当せず、希望による登録要件に該当する住民の中にも、支援が必要な住民がいて、そのうち実際に希望して登録している住民の割合は不明だということ。支援が必要な全ての住民が手を挙げて登録しているということではない、という事実がある。

事 務 局：加えて、希望による登録要件に該当しなくとも、支援が必要な住民が存在する可能性を考えている。

委 員 長：孤立者対策としての、民生委員による定期訪問は、民生委員一人あたり何人ぐらいの住民を担当しているのか。

委 員：一人暮らし高齢者に対する民生委員の定期訪問は、利用者が意外と少ないため、民生委員によっては誰の担当もしていない場合や、多くて3～4人程度だと認識している。定期訪問を受けている高齢者というのは、自ら希望された方のみなので、300人いるかいないかという程度だと記憶している。

委 員 長：希望していない高齢者を含めると、民生委員一人あたりはどれくらいになるか。

委 員：一人暮らし高齢者はおそらく3～4万人程度いる。民生委員は300人程度。

委 員 長：数字上では、民生委員一人あたり100人以上の一人暮らし高齢者を担当している。

委 員：1点目、北区には190ほどの町会・自治会があるが、名簿の提供を希望していない町会は何のくらいあるのか。

2点目、地震時は安否確認のために名簿を活用することとなっているが、水害時は発生前からの対応が必要で、地震時とは負担の大きさも異なる。こういったことを町会・自治会に十二分に説明しないと、名簿の活用は浸透しないと思う。

委 員：名簿を受け取っていない町会・自治会は約3割。

水害時は高台避難が必要になり、マンパワーが必要になるが、事前の準備もできるため、

現在検討している支援計画の内容も踏まえて、諸々検討したい。

委員長：現状、希望して名簿登録している方は、地震を想定して手を挙げているのか。

委員：そうではないかと思っている。

委員長：水害時には遠くへの避難が必要になる。100m なら歩けるが、1 km といった遠くへの移動は困難な場合、水害避難を考えると手を上げる必要があるが、地震を想定すると手を挙げない、ということが課題としてあるかもしれない。

委員：区指定の要件による自動登録と、希望による登録のおおよその人数を教えてください。

委員：直近の5月1日現在の人数で回答する。

区指定の要件により登録されているのは9,354人、希望者の方は1,817人、合計で11,171人となっている。そのうち、平常時名簿の提供に同意をしている方は、5,018人となっている。

委員長：全登録者の半数程度が、平常時名簿の提供に同意しているということ。仮に平常時の名簿を100名分くらい持っているとする、発災時にさらに100人の名簿が渡されるというような構造になっている。

委員：実際に訪問している60代のALS患者は、河川の近くに居住しているが、手上げによる名簿登録をしていないように思う。難病医療費受給者など、希望登録の対象者に対して、どのような周知をしているか。また、希望登録の要件に該当する人数に対して、実際に希望登録をしている1,817人はどのくらいの割合なのか。

委員：周知の方法は、ホームページ、北区ニュースなどの広報媒体を活用している。その他、高齢者あんしんセンターが訪問する際の案内などにより広報していると認識しているが、その他細かいところまでは把握していない。また、1,817人がどのくらいの割合になるか、把握していない。

委員長：おそらく相当少ないと思う。名簿に載せきれていない住民が、人的被害につながる可能性が非常に大きいという指摘だったと思う。これは課題として支援計画に記載しておくが良い。

委員長：名簿を行政が作成するのは結構なことだが、平常時および災害時の活用として国が何を期待しているのかということ、地域で対応することを期待していると理解すればよいのか。基本的に国は机上で議論をしており、地域に頼めば何とかできているのかかもしれない。むしろ、現場側はそれをどう受け止めて、どこまでなら実行できるのか、逆に国にフィードバックする必要があるのではないか。
今回の議論を通じて、北区としての名簿の意義を考える必要がある。現状は、取りこぼしがあり、平常時には半分ほどの登録者しか知らされていないような状況の中で運用していくことになっている。次のステップとして、北区は何を目指して名簿を活用するのか、そのあたりから意見はありませんか。

副委員長：なぜ東日本大震災後に、法改正をして名簿作成を義務としたか、というところがポイントになる。東日本大震災の頃、かつての寝たきり老人世帯表がなくなり、どこにどのような要支援者が住んでいるかわからない状況だった。実際に東松山市でボランティア活動をした際は、家の破損状況、避難状況、犠牲者の状況など、ローラー作戦で調べるしかなかった。大災害の後は生活再建も大変であるため、名簿の役割としては、避難させることから生活再建支援にもつなげるイメージを持ち、住民にも理解いただく必要があるのではないか。このままでは、名簿を作ることが目的になって、十分に活用できないという懸念を、支援計画の冒頭に記載いただきたい。

委員：地震時は近くの小中学校へ避難するため、名簿登録者の避難先は比較的つかみやすい。しかし、水害時の高台避難では、どこの小中学校に避難しても良いということになっているため、水害時には避難状況の把握が困難。水害時の名簿の活用方法は考えていただく必要がある。

委員長：地震時とは異なる水害時の活用について、非常にわかりにくいので、整理が必要ですね。少なくとも、地震時に期待する地域の役割と、水害時に期待する地域の役割は異なると思

うので、整理する必要がある。

委員：毎年更新された名簿が高齢者あんしんセンターに届いているが、入れ替え作業をするのみで、内容の把握まではできていない。担当者をつけないと業務の中で把握するのは難しいかと思っている。

2～3年前に、ケアマネジャーと一緒に要支援者の自宅を訪問して、個別避難計画を作成した。その際、訪問先では「このような計画書があるということは、災害時には助けてくれるんですよね」という声を多く聞いた。これを受けて、個別避難計画や名簿の活用について北区に問い合わせたが、現時点では未定との回答を受けたため、必ずしも救助できるということではない旨を伝えなければならず、歯がゆかった。2～3年経っているのに、亡くなった方、新たに要介護認定された方、いろいろあると思うが、高齢者あんしんセンターとして実際に計画を作成してみて、結局何につながるのだろうと思った記憶がある。

委員：平成30年から、名簿登録者のうち、要介護の3から5を対象に、個別避難計画の作成に着手していただいた。作成委託数1,931件に対し、着手件数は1,760件で、そのうち作成件数は964件。死亡や施設入所等で返却があったものが796件。

この当時の個別避難計画では、避難支援実施者が未記載になっているという課題がある。また、ここ数年は新型コロナウイルスの影響のため、作成が進んでいない状況である。

（４）個別避難計画の作成と活用（資料５）

- ・ 事務局より、個別避難計画の作成や活用に関する現状と課題について説明した。

＜質疑・意見等＞

委員：1点目は、支援計画を作成してから、どのように支援団体等の関係者に周知して個別避難計画作成に取り掛かるか、ということが重要な点だと思っているので、それを意識した議論ができればと思った。

2点目は、計画作成者をどのように決めるかということ。

3点目は、声掛け支援、避難準備支援、同行支援とあるが、これら3つの役割を誰がどのように実施するか、スムーズに実施されているか、とりまとめる役割が必要ではないかということ。

4点目は、要介護度は最も更新頻度が高い要件であり、名簿登録要件の要介護度3～5に該当していたが、1に更新された場合、支援が中断するわけではないと思うので、柔軟に支援を継続できるように検討いただければと思う。

事務局：支援計画の説明や研修については、支援計画策定後、協力体制をとりながら説明会等を実施し、それを踏まえてから来年度から個別避難計画策定に着手していきたいと考えている。

計画作成者の決定について、資料5別紙1の裏面に記載している役割分担を基本として、まずは行政を中心として優先度Aの方から着手することを考えている。

資料5別紙1に手順10として追加した計画の更新等の部分に該当するかと思うが、要介護度の状況に応じて見直しができるスキームを検討したい。

委員：資料5別紙2のNo.10に、優先度C、Dの方とマイ・タイムラインを作成することが地域の役割と記載されているので、町会・自治会が支援対象とするのは優先度C、Dの方という理解で良いか。

そうすると、堀船二丁目町会で提供されている名簿の登録者23名のうち、7～8名はよく顔を合わせる方で、寝たきりが1～2名、あとは車いすの方、となっており町会・自治会の支援対象者はかなり絞られるように思う。

昨年末に北区のマイ・タイムラインの研修を受けた。現在、併せてコミュニティ・タイムラインを取り入れることを考えている。その対象者が優先度C、Dの方、ということで良いのか。

事務局：自力で歩けるような方についての支援は、町会・自治会にも協力いただきたいと考えている。本検討会は自力で避難できない方への支援に関するものだが、元気な方も含めてコミュニティ・タイムラインとして地域の行動を考えていただけると、より多くの住民の避難の指針になると考えられる。

- 委員 長：そうではなく、町会・自治会が計画作成を担当する対象者が優先度C、Dの人たちなのであって、実際の避難支援については、車いすの方の支援を町会・自治会がお願いされる可能性があるのではないかと。計画作成と避難支援は別と考えたほうが良い。
- 事務局：資料5別紙1の役割分担は、計画作成の役割分担である。避難支援の役割分担は、資料8の28ページに、優先度ごと支援項目と想定される担当者が記載されている。
- 委員 長：これを見ると、町会・自治会は、特別な医療的ケアが必要な方などを除き、避難支援をお願いされる可能性がある。
- 委員 長：資料5別紙5は個人カルテとのことで、これが全て埋まれば避難支援が可能かという視点で意見はあるか。これは前回委員会時点と同じ内容か。
- 事務局：6ページの項目以外は前回と同様である。
- 委員：資料5別紙5の6ページで修正された箇所に関して、災害時の計画に沿った進捗の取りまとめ役、サポート役のような想定も必要だと考える。
また、資料8の28ページで、相談支援専門員が優先度A1やA2の同行支援までできるかということ、実際にどこまで関わることができるか議論が必要だと思う。
- 委員：個別避難計画作成に協力する福祉専門職員等に対する予算はつけていただきたい。
資料5別紙3、台風第19号時の北区の行動として、避難勧告が22時台で雨も降っている状態のため、避難を躊躇する方はたくさんいたと思う。できれば、昼間でまだ雨もそれほど降っていない段階で情報を出さないと、避難所への避難は難しいと感じた。
- 事務局：個別避難計画作成にあたって、必要な予算は確保していきたい。
- 委員：資料5別紙5、個人カルテはかなりの個人情報に記載されることになるが、避難情報が発令された後にこれらの情報はどのように活用されるイメージか。私たちは、名簿情報と一部の社会的孤立者の情報を所持しており、パソコンは水害時には使えないかもしれないので、持って逃げられるよう紙面に印刷して、鍵付きの場所に保管している。
- 事務局：個別避難計画の情報の取り扱いについては、資料8の19ページに示すとおり、今後検討が必要な課題として認識している。
- 委員 長：実効性を高めるため、望ましいのはどのような状態か。
- 委員：携帯も使えないような状況を想定したときに、紙でアナログ的に渡すことも困難だろうし、想像がついていない。
- 副委員 長：要配慮者利用施設等でよく見られるのは、1枚のシートにして、それだけ持っていれば避難誘導できるような形にしておくこと。カルテを作ってから、避難に必要な情報を名簿にフィードバックして、避難時に使える一覧表のようなイメージの検討が必要かと思ったが、あくまで個人的な意見である。
- 事務局：区としては、明るいうちに避難していただけるように情報伝達をしていきたいと考えている。水害が発生する前であれば、システムによる管理体制と活用も考えられると思っている。
- 委員 長：個人情報保護については高いハードルがあり、いい加減に取り扱うわけにもいかないため、デジタルで支援者側が必要と思ったときに見られる環境作りを、国にリクエストしておく必要があるかもしれない。
- 委員：民生委員は、自分の担当区域の名簿は受領しているが、他の地域の情報は持っていない。担当区域を超えて民生委員同士で情報を共有して良いのかどうかもわからない。道一本隔てたところに要支援者がいたとして、民生委員同士で情報共有をして対応して良いのかといったところも不明確なため、どう動いたら良いかわからない。
- 委員 長：そこの線引きをしっかりとしない状況で、全員が消極的な判断をすると、誰にも情報共有がされずに、取りこぼしが多く出てしまう可能性があるということですね。取りこぼしをゼロにするため、区でルールを検討するといったと思いますが、現在のルールがあれば教えてください。
- 委員：高齢者あんしんセンターで個別避難計画を作成していたときに、要支援者自身の手元に計画が残らず、高齢者あんしんセンターから区に計画を提出しただけで、災害時にどのように使うのだろうかと思っていた。高齢福祉課では、冷蔵庫に保管できる緊急医療情報キッ

トを配布しており、そこに個別避難計画の控えを入れておくことで、要支援者宅にいけば計画の内容を確認できる状態になると思った。とにかく、要支援者自身の手元に控えも残らないのはおかしいと思っている。

委員長：非常にアナログではあるが優れた方法のように思った。とりあえず要支援者宅に支援に向かい、冷蔵庫をみれば計画を確認できるということですね。ただ、現状は良い方法があるわけではないということで、検討していかないと、労力をかけて計画を作成しただけで絵に描いた餅になりそうだ。

D Xの時代なのでデジタル化を進めるということは十二分に考えられる。割符という、1枚の印を半分に分けて片方ずつ持っておき、二人合わせれば内容がわかるという昔の技術があるが、これをデジタル的に実施するというのを思いついた。しかし、実際に使えるかどうか検証はしていない。

副委員長：個人カルテの5ページに、どこにどうやって避難するか記載する箇所があるので、これは本人の手元に残しておくことが非常に重要である。

副委員長：先程の話で、道一本隔てて名簿等の情報共有ができない、しかし同じ道路を使って避難する、といった状況が発生する可能性がある。行政と福祉関係者で要支援者を送迎するときに、標準的な避難ルートが町会ごとに2、3本ずつ設定されていると、2つの町会で同じルートを使う、混んでいたら違うルートを使うなど、自分たちがどうやって避難するかイメージができる。住民は自ら避難先や避難方法等の情報を把握すべきで、もし計画が手元になくても、頭に避難先を思い浮かべることができるということが大事だと思う。

委員：個人カルテ作成は関係者を呼んで実施して、避難支援の内容等を決めるイメージか。訪問看護ステーションに協力依頼がある場合は、どのような形で伝わってくるか。

事務局：特に優先度Aに該当するような方は、複数の支援者が関わる必要があると思うので、地域調整会議等を通じて支援内容と実施者を整理することを想定している。

委員：訪問看護ステーションが全ての会議や聞き取り調査に参加するのか、聞き取り調査実施後に訪問看護ステーションに支援の依頼がくるのか。

事務局：要支援者の状況次第で、どの段階で関わっていただくことになるかが変わらと思うので、一律に順番を示すことは難しいと考える。要支援者の状況によっては、訪問看護ステーションの職員にも会議に参加いただく可能性は非常に高い。

委員長：優先度Aの方の自宅に行政職員が訪問して面談した際に、医療器具がたくさんあり、専門的な知識が必要だと判断したら訪問看護ステーションにお願いします。このような流れではないか。

事務局：最初に行政だけで動くか、最初から一緒に動くのかという違いはあると思うが、行政だけでは医療的な判断は難しいケースがあると思う。

委員長：行政での判断は大半が難しいと思うので、訪問看護ステーションにお願いして、計画の記載項目を判断してもらう流れだろう。それを踏まえて、地域の中で支援者の調整を図っていくイメージだと思う。計画作成と支援者の決定の部分のイメージのリアリティを高めると、地域の方も具体的なイメージが湧きやすいと思う。

委員長：要支援者一人に対して、計画作成の担当者は一人なのか、作成に関わる人は複数人いるのか。

併せて、避難支援者は一人もしくは一主体なのか。それとも優先順位があって、第一候補、第二候補、第三候補がいるのか。

事務局：避難支援者は複数いるかと思うが、計画作成者は担当を決めてその方に担っていただくことが良いかと考える。

(5) 避難確保計画の作成方針（資料6）

- ・事務局より、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成方針について説明を行った。

<質疑・意見等>

委員長：資料6の1ページに、計画作成済み施設が75%とある。最近の国のやり方として、数値目標を立てて達成状況を示しているが、作成すればいいというものではないと思う。作成

された計画が適切なものかという評価をどこかでする必要がある。それを支援計画のどこかに入れておいてほしいと強く思う。

委員長：避難タイミングは施設ごとに個別性があるはず。少人数のところと、大人数抱えていて避難に時間がかかるところでは、同じタイミングにはならない。個別性に配慮したタイミングというものも検討が必要ということで、こういった今後検討していくべき事項を頭出した資料作りにしたほうがよい。

委員：資料6の議論となっている事項が、資料8の中では赤字で示されている。7月の検討委員会では赤字を取れる状態にするのか、7月まで議論してからパブリックコメントに出せる形にして何かしらの確認をするのか、どのような進め方か。

事務局：今回は資料8を素案として示しているが、次回は案として示して、その案をもってパブリックコメントにかけるとの予定。

委員：赤い文字や四角囲みの部分が、7月の検討委員会では成文化されるということか。

事務局：課題をどこまでクリアにできるか、というところはあるが、現在記載できていないところも含めて、ある程度のものを案として示したい。

委員長：相当タイトになっている。現状決めきれない部分や、検討が必要だが検討しきれない部分は、きちんと支援計画に記載しておく。記載しておかないと、できた気分になってしまうため、今後解消すべき課題は明確にしておくことが大事だと思う。

副委員長：避難方針②の記載によると、屋内安全確保ができるのであれば、水平避難でない避難も一部認め得るとなっている。しかし、避難方針③立退き避難の記載を見ると、浸水継続時間7日以上等に立地する施設は必ず立退き避難、となっている。これはどちらが優先されるのか確認したい。北区のハザードマップを見ると、50cm以上の浸水が2週間以上継続する地域がほとんどとなっている。つまり、平地にある施設は、屋内安全確保が可能だとしても、立退き避難が原則ということか。そこがきちんと示されないと、各施設が混乱すると思うので、しっかり調整することが望ましい。

また、避難確保計画の作成は大事ですが、併せて訓練の実施も各施設へ推奨していただきたい。熊本県の千寿園は、避難確保計画作成済み、訓練も実施していたが、14名亡くなっているため、それを勘案すると訓練の実施についても支援計画に記載する必要がある。

事務局：避難方針について、浸水継続時間が7日以上施設については、立退き避難をお願いしたいと考えている。

委員長：国で議論するときは、それぞれの地域の特性は考慮しておらず、標準的な考えとして整理している。おそらく、7日以上と決めたのは、7日以上も滞在したら食料も水も尽きて生きていけないから立退き避難したほうがいい、では7日に設定しよう、といったように決めている。そのときの前提としては、立退き避難先として多くの福祉避難所があるという想定で、おそらく議論をしている。北区では、浸水継続時間が7日以上施設が全て立退き避難をした場合、福祉避難所は400人以上不足するという状況で、国が考えているスタンダードを北区に適用することに違和感を覚える。福祉避難所の定員内に収まるように一部の施設は残って、水や食料が尽きる頃には物資を支援するといったほうが現実的なようにも思える。

事務局：施設が立退き避難をした際に、福祉避難所の受け入れ可能人数が足りているのか把握していなかったため、まずは把握することとした。我々がこのような数字を把握できたのがつい最近のこと。不足の状況を認識できたため、再度内部で検討させていただきたい。

委員長：一般的に施設に入所している方は、一人暮らししている方より大変な状況なのか、そうでもないのか。

副委員長：状況によりけりだと思う。

(6) 福祉避難所の考え方（資料7）

- ・事務局より、福祉避難所の考え方について説明を行った。

<質疑・意見等>

委員長：特別支援学校の環境は、要介護の高齢者等が快適に過ごせるような環境なのか。

事務局：特別に過ごしやすい環境ではないと思う。

委員長：場合によっては記載されている 125 人というのも、削らざるを得ない可能性があるということですね。

委員長：支援が必要な人の中で、普通の避難所でも大丈夫だという人もいるような気がするが、それは大体このぐらいという感覚はあるか。

事務局：資料 5 別紙 4 に示している、高台避難所への避難意向があると想定している 1,229 人のうち C 1、C 2 の方は、もしかすると一般の避難所で過ごすことができる可能性も考えられる。1,299 人のうち A、B の方は 690 人。

委員長：半分程度が普通の避難所に避難し、半分程度が福祉避難所に行くことにすると、この不足分は解消する。

要配慮者利用施設の入所者が避難する福祉避難所と、入所していない要支援者が避難する福祉避難所は重なっていないという理解で良いか。要支援者の避難先として(4)で示されている福祉避難所は特別支援学校。入所者の避難先として(4)で示されている福祉避難所はふれあい館なので、重なっていないですね。

この場合、不足分は計 600 人程度。避難先がないのに立退き避難といってもしょうがないので、うまくやりくりすることが必要である。普通の避難所でも大丈夫な方がいるのであれば、残るより高台に移動したほうが良いので、検討をお願いしたい。

委員：1 点目は、避難所と福祉避難所の違いについて、今後研修等の中でわかりやすく示す必要があると感じる。

2 点目は、多くの要支援者が個別避難計画を作成した場合、紙媒体では避難先の集約ができない。IT 化の中で、誰がどこへの避難を希望しているという情報が数字で把握できるとよい。併せて、避難先の定員や施設の確保など、受け皿の確保が必要だと思った。

副委員長：福祉避難所の人数調整を考える必要がある。同行者が 1 名ではない状況、心身状態が落ち着いて安否確認が取れた方は普通の避難所へ移動していただくことで空きができる状況など、何らかの形で計画上の数値を落とし込む必要がある。実際、運用上は一晩あれば状況が変わって来ると思うので、緊急的にその一晩をどう過ごすかというところにフォーカスして数字を収める形で検討いただければと思う。

委員長：まだ避難手段の検討ができていない。今後の課題として残すか、次回までに検討を進めるか。例えば、車いす使用者を地域で支援しようと思ったときに、避難所まで連れて行くことは可能か。

委員：大体、車いす使用者の家族は車を持っていて、自分たちで高台避難をしようと言っている。家族で避難できるのであれば、それでいいということで話をしている。我々の周囲にも車いす使用者が何人かいるが、家族と同居していて車も持っている。

委員長：車いす使用者で一人暮らしという方は稀で、普通の乗用車があればおそらく避難できるだろうという見込みで問題ないか。

事務局：資料 8 の 19 ページ、移動支援の考え方については今後の課題として示している。タクシー等の手配が必要なケースがあるだろうと思っている。

委員長：寝たきりで在宅の要支援者はタクシーでは厳しいと思われるため、その人数のボリューム感がわかれば現実的な方法も検討できそう。

4. その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

<質疑・意見等>

委員長：1 ヶ月後の検討委員会で、パブリックコメントに出せる支援計画案になるか、やや不安。北区として今後の方針を立てて、その先の展開まで教えていただければと思う。

5. 閉会

- ・ 事務局にて、本日あがった意見以外にも、資料 10 の様式で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。